

## 郡山市学生消防団活動認証制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した大学生、大学院生、短期大学生又は専門学校生（以下「大学生等」という。）について、市長がその功績を認証することにより、就職活動を支援するとともに、大学生等の郡山市消防団（以下「消防団」という。）への入団を促進し、もって地域防災力の充実強化を図ることを目的とする。

### (認証対象者)

第2条 認証対象者は、大学、大学院、短期大学又は専門学校（以下「大学等」という。）に通学する大学生等又は大学等を卒業して3年以内の者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大学等の在学中に郡山市消防団員として1年以上継続的に活動した者
- (2) 大学等の在学中に取り組んだ消防団活動について、特に優れた功績があると郡山市消防団長（以下「団長」という。）が認める者

### (認証の推薦)

第3条 認証を受けようとする者は、郡山市学生消防団活動認証推薦依頼書（第1号様式）により団長に推薦を依頼しなければならない。

- 2 団長は、前項の規定による依頼を受けた場合において、適当と認めるときは、郡山市学生消防団活動認証推薦書（第2号様式）により市長に推薦するものとする。

### (認証の決定等)

第4条 市長は、前条第2項の推薦を受けた場合において、その内容を審査し、認証することを決定したときは、郡山市学生消防団活動認証通知書（第3号様式）により団長に通知するとともに、郡山市学生消防団活動認証状（第4号様式。以下「認証状」という。）を同条第1項の規定による依頼をした者に交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、認証しないことに決定したときは、郡山市学生消防団活動認証審査結果通知書（第5号様式）により団長に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による審査に当たり、団長に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

### (証明書の交付)

第5条 認証状の交付を受けた者（以下「被認証者」という。）は、就職活動において企業等に提出するために必要となる範囲内で、市長に対し、郡山市学生消防団活動認証証明書（第6号様式。以下「証明書」という。）の交付を求めることができる。

- 2 被認証者は、前項の規定により証明書の交付を求めるときは、郡山市学生消防団活動認証証明書交付申請書（第7号様式）により市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、適当と認めるときは、証明書を当該申請をした被認証者に交付するものとする。

### (認証の取消し)

第6条 市長は、被認証者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該被認証者の認証を取り消すことができる。

- (1) 刑事事件に関して起訴されたとき。
  - (2) 偽りその他不正な手段により認証を受けたとき。
  - (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められるとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。
- 2 前項の規定により認証を取り消された者は、速やかに認証状（証明書が交付されているときは、認証状及び証明書）を市長に返還しなければならない。  
（制度の周知）

第7条 市長は、郡山市学生消防団活動認証制度について、消防団を通じて当該消防団に所属する大学生等に対して周知するものとする。

- 2 市長は、郡山市学生消防団活動認証制度について市内の企業等に周知し、証明書の効果が十分に得られるよう努めるものとする。
- 3 市長は、郡山市学生消防団活動認証制度について市内の大学等に周知し、大学生等の消防団への入団が促進されるよう努めるものとする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。  
（消防団活動期間の算定の特例）
- 2 第2条の規定の適用については、この要綱の施行日前の消防団活動を含めることができる。